

大台町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します

令和8年2月25日

大台町監査委員 山本晃史
大台町監査委員 元坂正人

1. 監査結果の措置対象

令和7年度定期監査による指摘事項

2. 監査結果報告年月日

令和7年12月25日

3. 監査結果に対する措置通知年月日

令和8年2月20日

4. 指摘事項と措置状況の内容

別紙のとおり

区 分			指摘事項	措置の状況
3 意見	共通事項	ア 予算執行について	<p>予算の執行に関しては、支出負担行為の時期を逸している事務処理が散見された。整理する時期は、大台町予算の編成及び執行に関する規則及び大台町会計規則に定められている適切な時期に処理をされたい。支出負担行為は、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定していることから、支出負担行為の時点で、「科目が設定されていること」、「支出科目の予算の範囲内であること」、「支出の内容が支出科目の目的に沿うこと」、「金額の妥当性（根拠となる見積書、内訳書等の金額に過誤等がないか）」、「支出の原因となる行為の適時性（今しなくてはいけないものなのか）」、「支出の原因となる行為自体の必要性等について検討すること」等を確認しなければならない。支出負担行為は、支出事務の中で重要なものであり、単なる形式的な手続きとは捉えず、その法意と法益を常に意識し、執り行うよう努められたい。</p>	<p>大台町予算の編成及び執行に関する規則及び大台町会計規則に定められた適切な時期に処理を行うこと、また、地方自治法第232条の3の趣旨を踏まえ、その法意と法益を常に意識し、必要事項を確認の上で執行するよう庁内に周知徹底を図った。</p>
		イ 滞納整理について	<p>滞納整理に関しては、大多数の納税者、債務者が納期内に納付していることから、一部の滞納者を放置しておくことは公平性の観点からも許されることではない。今後も徴収体制を強化するとともに、適切な指導や滞納整理の実施による徴収率の向上に向けて努力されたい。</p>	<p>町債権に係る滞納者については、税その他債権の負担の公平性の観点から、今後も電話や窓口において適切な納付指導を行うとともに、督促状や催告書の発送により滞納債権の納付を促し、徴収体制の強化に努める。 また、悪質な町税滞納者については、三重地方税管理回収機構へ徴収権を移管し、滞納整理を行うなど、徴収率の向上に努める。</p>
		ウ 補助金の交付について	<p>補助金等交付規則に沿った事務手続き（申請、決定、実績報告、確定など）が適正に行われているかについて抽出して確認した。事務手続きについては概ね適正であると認められるが、補助金の交付に当たっては、実績報告書に基づき補助事業の成果を確認することをさらに徹底されたい。</p>	<p>実績報告書の審査時において、補助事業の成果を重点的に確認するよう庁内に周知徹底を図った。</p>
		エ 契約事務について	<p>随意契約ができる場合として、地方自治法施行令第167条の2で規定されている。安易に前例踏襲するのではなく、理由の明確化をはかり、経済的な効果も見定めて事務処理をされたい。 また、各種契約事務については、契約事務取扱要領に基づき、適正かつ円滑な契約事務に努められたい。</p>	<p>随意契約の適用に当たっては、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約とする理由を明確化するとともに、経済的効果を十分に検討すること、また、各種契約事務については、契約事務取扱要領に基づき、適正な事務処理を行うよう庁内に周知徹底を図った。</p>
		オ 事務処理について	<p>起案文書には、文書日付、文書番号、要処理期限、決裁年月日、発行年月日欄が設けられているが、記載漏れが散見される。起案文書の記載について徹底されたい。</p>	<p>起案文書について、文書日付、文書番号、要処理期限、決裁年月日及び発行年月日の各欄を遺漏なく記載するよう庁内に周知徹底を図った。</p>
	個別事項	ア 公文書公開請求について	<p>建設上下水道課水道事業（長ヶ地内配水管布設替工事（第10工区））に対する公文書公開請求において、公開を請求する公文書の内容の記載が曖昧である。開示文書を特定するためには、開示を求める書類を具体的に記載することを求め、請求書を受け付けるべきである。 また、公文書公開請求書の様式に日付欄がなく、請求日が不明である。様式への日付欄の追加を検討されたい。</p>	<p>公文書公開請求書の様式に日付欄を付すよう規則改正を行った。 また、公開を請求する公文書の内容が曖昧な場合は、開示を求める書類を具体的に記載するよう請求者に補正を求め、適正な事務処理を行うよう努める。</p>
		イ 公共施設の脱炭素化について	<p>総務課では、公共施設のLED化にあたり現況調査及び計画策定を業務委託し、検討を行っている。一方、生活環境課においては、公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査を業務委託している。 LED化と太陽光発電は別物であるが、脱炭素や電力使用量の削減を図ることは同じであるため、関係課間で情報を共有し連携を図り事業を推進されたい。</p>	<p>総務課では、公共施設のLED化に向けて、令和7年度に現況調査を実施するとともに事業手法の検討とスケジュールの作成を進めているところである。 また、施設の老朽化が進み、空調設備の更新を検討すべき施設も存在する。生活環境課の太陽光発電設備導入可能性調査の検討状況についても情報共有を図りつつ、今後の公共施設の改修内容及び実施時期を整理し、効率的な維持管理に努める。</p>
		ウ パソコン等備品について	<p>職員用パソコンの更新業務について、パソコンの設定業務を職員が行うことで多額の経費削減に繋がっている。今後も、創意工夫のうえ経費削減に努められたい。 今回購入したパソコンについて、備品台帳は作成しているが、設置場所（配置場所）が不記載であった。備品を管理するためには、設置場所の把握が必要であるため、台帳へ記載し適正に管理されたい。</p>	<p>備品台帳において設置場所が不記載であったものについては、別表（アカウント管理表）にて設置場所・利用者を記載し管理しているため、二重管理とならないよう備品台帳に「別表にて管理」と記載した。</p>
		エ 障がい者グループホーム緊急整備事業費補助金について	<p>補助金の交付手続きにおいて、提出された実績報告書の決裁処理がされていない。補助金交付規則及び障がい者グループホーム緊急整備事業費補助金交付要綱に基づき適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>要綱に基づき適正に決裁処理を行っていたが、監査時に当該文書を提示できなかった。今後は、分かりやすい文書の分類、保管に努める。</p>

		オ 生活困窮者自立支援事業委託について	福祉課	社会福祉協議会と616万円で委託契約を締結しているが、委託料の積算根拠が示されていない。委託料を算定するには、積算根拠や業務内容を記載した内訳書をもって、その業務の履行が可能かどうか十分審査する必要がある。委託料の積算根拠や業務内容について確認されたい。	委託料については積算資料に基づき算定しているが、委託契約書には内訳を記載していなかったため、今後は委託料の内訳書を契約書に添付し、適正な契約事務の執行に努める。 なお、業務内容については、「大台町生活困窮者自立支援事業実施要綱」に基づき適正に実施している。
		カ 宮川歯科診療所の備品購入について	健康ほけん課	宮川歯科診療所のガス滅菌器（638,000円）を購入しているが、宮川歯科診療所は指定管理施設であり、指定管理協定書の覚書において、100万円未満の備品は、指定管理者が負担することとなっている。協定内容を見直すなど齟齬がないように整理されたい。	令和8年度に指定管理者の更新があるため、当該手続きにおいて協定書記載内容の整理を行うと共に、協定の締結後においては、大台町及び指定管理者双方が協定内容に基づき適切な運用に努める。
		キ 特別会計について	健康ほけん課	国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療事業の三つの保険事業については、それぞれの制度の内容、人口構造、医療・介護施設の状況、予防対策等の課題は多くあるが、長期的な計画による安定した運営に努められたい。	国民健康保険事業及び介護保険事業については、将来の人口推計、財政状況や保険給付状況等を勘案して保険税及び保険料の適切な設定を行い、持続可能な事業運営に努める。また、後期高齢者医療事業では、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画に基づく各種事業の推進等が円滑に進むよう保険者である三重県後期高齢者医療広域連合と連携を密にした協力体制のもと、適切な事務の執行に努める。 各種保健事業については、健康寿命の延伸を目標とし各種健診や高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施などの各種施策の実施に努める。
		ク 森林作業道開設等整備事業補助金について	森林課	交付要綱第4条の規定により提出された森林作業道開設等整備事業計画書について、記載事項である事業完了予定年月日が正しく記載されていない。補助金の交付にあたっては、提出された関係書類等に不備がないか十分確認し処理されたい。	指摘のあった事業完了予定年月日については、令和7年11月12日の監査以降に補助金申請者に計画書の差し替えを依頼し、修正を行った。今後は、申請書の記載事項を十分に確認し、不備がないよう適正な事務処理に努める。
		ケ 道路台帳整備委託・簡易地理情報システム更新業務委託について	建設上下水道課 戦略企画課	道路台帳整備（建設上下水道課）と簡易地理情報システム更新業務（戦略企画課）を合わせて委託契約しているが、契約事務の決裁過程において施行伺い以降の書類に建設上下水道課の合議決裁がされていない。事務手続については、両課で共有し処理されたい。	今後は、当該業務の内容および契約事務が両課に関係するものであることを踏まえ、施行伺い以降の決裁書類を含め、契約事務全般について戦略企画課および建設上下水道課の両課で内容を十分に共有し、合議決裁による適正な事務処理を行うよう努める。
		コ 予算成立前の契約準備行為について	建設上下水道課 (生活排水処理事業)	予算成立前に委託業務の見積を依頼するときは、相手方への依頼文書に予算が成立することが条件であることを記載すべきである。	今後は、予算成立前の契約準備行為で、見積もり徴収を行う際には、依頼文書に予算が成立することが条件であることを記載してあるか、複数人で確認し、記載漏れがないよう適正な事務処理に努める。
		サ 予算額を超える設計金額・予定価格の設定について	建設上下水道課 (生活排水処理事業)	処理場維持管理業務委託の設計金額及び予定価格が、予算額を超えて設定されている。予算書において、同一款内での各項間の経費については、流用することができると定められているが、施工伺いなど起案文書に予算を流用することを記載しておくことが望ましい。	今後、設計金額・予定価格が予算額を超える場合、請負金額が予算額を超えたときは予算流用を行ったうえで契約を行うことを起案文書等に記載するよう、適正な事務処理に努める。